②　食品の安全確保

生産現場では、放射性物質の吸収抑制対策、暫定許容値以下の飼料の使用等、それぞれの品目に合わせた取組を実施しており、食品中の放射性物質のモニタリング検査の結果、近年、放射性セシウムの濃度水準は低下している。栽培・飼養管理が困難で、現在も基準値超過が認められる品目（野生のきのこ類・山菜類、野生鳥獣肉等）を中心に、引き続き、出荷前のモニタリング検査を継続する必要がある。また、栽培・飼養管理が可能な品目については、現在も一部地域で出荷制限や摂取制限が残ることから、原子力災害対策本部の検査計画等のガイドラインに基づき、モニタリング検査を継続しつつ、科学的合理性のある制限解除について支援を行う必要がある。

このため、出荷前のモニタリング検査の対象品目及び対象地方公共団体について、検査結果の集積等を踏まえ、継続的に必要な見直しを行うとともに、出荷制限については、よりきめ細かな地域単位でデータに基づき解除が進むよう支援を行う。また、摂取制限については、関係省庁と連携し、帰還困難区域への住民の帰還状況を踏まえつつ、運用の見直しを行う。

③　風評払拭に向けたリスクコミュニケーション

2017年12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」及び2021年８月に取りまとめた「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信パッケージ」に基づく政府一丸となった取組の結果、福島県産品の購入をためらう消費者の割合は2024年２月時点で4.9%まで低下している。

福島県産農産物等の販売不振の実態と要因を明らかにするため、福島県産農産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査した「令和５年度福島県産農産物等流通実態調査」（農林水産省）によれば、消費者からの安全・安心への評価は高いものの、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者自身による評価ほどは高くないことなどが明らかとなっており、これまでの対策の効果検証を行った上で、価格差のポジションが回復しない品目については、品目ごとに風評の実態についての検証や要因分析を行う必要がある。また、同調査によれば、産地としての認知、ユニークさ（独自性）などに課題がある品目もあることから、販売不振の品目については、品目ごとに実態や要因を把握する必要がある。

このため、福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、取扱いが伸びない要因について、品目ごとに分析し、風評の払拭に向けたリスクコミュニケーションと併せて課題や実態に即した取組を効果的に推進する。

④　輸入規制の早期撤廃

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制は、政府一体となった働き掛けの結果、規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制を撤廃、いまだ６の国・地域で輸入規制が措置されている。また、ALPS処理水の海洋放出に伴い、中国及びロシアが日本産水産物を全面的に輸入停止し、香港及びマカオが10都県の水産物等を輸入停止した。

このため、原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制について、あらゆる機会をとらえて、引き続き早期撤廃を働きかけていく。

２　令和６年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

2024年１月に発災した能登半島地震では、石川県を中心に甚大な農林水産業の被害をもたらした。

農業分野について、奥能登地域では、関係者の尽力により、震災前（2023年）の水稲作付面積の約８割で営農再開したが、地震からの復旧・復興の途上で、９月に豪雨に見舞われ、農地に大量の土砂や流木が堆積するなど、再び甚大な被害が発生しており、農業者から一日も早い営農再開が求められている。

このため、2024年１月の地震と９月の豪雨からの復旧・復興の一体的な推進に向けて、営農再開の進捗状況や地元の意向などを十分に踏まえ、県、関係する市町や農協とも連携して、農地等の復旧や生業再建などの総合的な支援策を切れ目なく実施する。

３　自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する必要がある。

このため、ハードとソフト一体となった対策を講じるとともに、新技術も積極的に活用することにより、被害の最小化や迅速な営農再開を目指す。

（１）能登半島地震等を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化

①　被害状況把握と応急復旧

近年の自然災害による、農林水産業の甚大な被害に関し、発災直後から、全国の国職員をMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイスチーム）として被災した地方公共団体へ派遣し、関係団体からの協力も得て、農地・農業用施設等の被害状況把握や応急復旧に係る技術的支援等を実施している。

令和６年能登半島地震及び９月の豪雨災害においても、発災直後からこれまで13,000人を超える職員（MAFF-SAT）が現地で支援に当たったが、農地・農業用施設等の被害及び山腹崩壊等が、多数、大規模かつ広範囲にわたり、くわえて、道路の寸断や積雪もあり、被害状況の把握、応急対策に際しての資機材の調達や設置等について多くの人材と時間を要した。

このため、農地・農業用施設等の被害や山地災害等に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練や資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災地支援が迅速に行えるよう、日頃から地方公共団体や関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き平時に市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。

くわえて、地方支分部局と土地改良事業に係る関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、日頃から連携強化に努める。